

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年七月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十一月二十日奈良県指令建第一〇六一九四号

令和三年六月十七日奈良県指令建第一〇六一九四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年七月十六日建第九八二四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年七月十六日建第五六八四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市小明町六一九番一八、六三〇番四、六三〇番五、六三一番三、六三二番一、六三二番二、六三二番三、六三二番四、六三二番五、六三三番一、六三三番二、六三三番三、六三七番一、六三七番二、六三七番三、六三七番四、六三七番五、六三七番六、六三七番七、六三七番八、六三七番九、六三七番一〇、二二三八番、二二三九番、二二四〇番及び二二四一番並びに生駒台北六三八番二、六三八番一二及び六三八番一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町一番地の四

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市小明町六一九番一八、六三〇番四、六三〇番五、六三一番三、六三二番四、六三三番二、六三五番三及び六三七番四並びに生駒台北六三八番一三

下水道 生駒市小明町六三〇番四、六三二番四、六三五番三及び六三七番四の各一部

水路 生駒市小明町六三〇番四の一部、六三〇番五の一部、六三二番四の一部、六三二番五、六三七番四の一部、六三七番一〇及び二二四一番並びに生駒台北六三八番一三の一部